

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

掲 示 文 兼 入 札 説 明 書

標記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格等
- 3 入札心得書
- 4 使用印鑑届及び委任状（様式）
- 5 入札書及び封筒（様式）
- 6 内訳明細書
- 7 単価契約書
- 8 仕様書
- 9 提出書類（様式）
- 10 個人情報の保護に関する特約条項

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

1 入札等実施要領

1 入札公告の掲示日

令和4年4月13日

2 発注者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

担当部長 池野 孝司

3 調達内容

(1) 件名及び数量

件名：第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

数量：一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

(4) 納入場所

仕様書による

(5) 入札方法

イ 本件は単価契約である。入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた金額の合計とし、調達物品本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を入札書に記載するものとする。入札書には内訳明細書を添付すること。

なお、予定数量は発注者の過去の実績を基に算出、記載したものであり、記載どおりの発注量を確認するものではない。

ロ 内訳明細書に記載の合計額と入札書に記載の金額に相違があった場合及び内訳明細書の記載に誤りがあった場合、当該入札書は無効とする。

4 競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の提出方法等

(1) 提出期限：令和4年4月28日(木)16時

(2) 提出場所：〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111 NLC 森の宮ビル8階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

エリア業務課 電話 06-6967-5019

(3) 提出方法：持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は一般書留郵便及びレターパック等の配達記録が証明できるもの（以下「書留郵便等」という。）で提出期限までに必着とし、封筒に「入札件名」及び「申請書在中」と朱書すること。

5 競争参加資格の確認通知等

(1) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年5月16日（月）に郵送等により通知する。ただし、その後開札の時までの期間に本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止措置を受けた者は選定しない。

(2) 苦情申立て

申請書等を提出した者のうち、(1)で競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して5日（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない）以内に、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）に書面により回答する。

6 質問書の提出及び回答

(1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

イ 提出期限：令和4年5月20日（金）16時

ロ 提出場所：〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111

NLC 森の宮ビル 8階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

エリア業務課 電話 06-6967-5019

ハ 提出方法：持参又は郵送とする。

ただし、郵送による場合は書留郵便等で提出期限までに必着とし、封筒に「入札件名」及び「質問書在中」と朱書すること。

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間：令和4年5月27日（金）から令和4年6月2日（木）まで

（ただし、土曜及び日曜、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）

に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、10時から17時まで）

- ロ 閲覧場所：〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111
NLC 森の宮ビル 8階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
「入札資料閲覧場所」にて閲覧に供する。

7 入札手続き及び落札者の決定

(1) 入札書の提出期限及び場所

提出期限：令和4年6月2日（木）16時

提出場所：〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111 NLC 森の宮ビル 8階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
エリア経理契約課 電話 06-6967-5019

提出方法：書留郵便等で提出期限までに必着とし、表封筒に「入札件名」及び「入札書在中」と朱書きすること。提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(2) 開札の日時及び場所

日時：令和4年6月3日（金）開札時間については別途通知する。

場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

(3) 入札方法は、上記3(5)による。

(4) 落札者がいない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。

(5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(6) 落札者の決定方法について

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ロ 独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

9 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10 入札保証金及び契約保証金 免除

11 入札手続きにおける交渉の有無 無

12 契約書作成の要否 要

13 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

14 公示から業務開始までのスケジュール

令和4年4月13日（水）	申請書受付（～令和4年4月28日）
	質問書受付（～令和4年5月20日）
	入札説明書交付（～令和4年6月2日）
令和4年5月16日（月）	競争参加資格確認通知
令和4年6月2日（木）	入札書提出期限
令和4年6月3日（金）	開札
令和4年6月10日（金）	契約締結
令和4年7月1日（金）	履行開始

15 問合せ先

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111 NLC 森の宮ビル 8階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
エリア業務課 電話 06-6967-5019

2 競争参加資格等

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条に規定に該当する者。

ロ 申請書等提出期限の日から開札の時までにおいて、独立行政法人都市再生機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止を受けている者。

ハ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている者。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者。

(定義については都市再生機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「(入札説明書等別紙) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」参照)

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

申請書等の提出期限までに、令和3・4年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 契約課

電話 06-6969-9025

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時40分まで。ただし12時から13時までを除く。)

2 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記1(2)の資格を有することを証明するため、**1 入札等実施要領**4(1)に定められる日時までに競争参加資格確認申請書(様式1-1)に必要な書類を添えて指定された提出場所に提出しなければならない。

(2) 当社から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 その他

- (1) 入札参加者は、3 入札心得書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (4) 当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (5) 当社に提出された書類は返却しない。ただし、再公募となった場合は返却する。
- (6) 当社に提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。
- (8) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記1の資格のない者は、落札対象としない。

3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札説明書に示した期限までに提出しなければならない。

3 入札書は書留郵便をもって提出するものとする。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に件名を記載し、提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書は、提出期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札執行前であっても、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札執行中であっても、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳明細書を用意しておかなければならない。

2 入札書には、内訳明細書を添付すること。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者は、入札書の提出後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

三 入札金額の記載を訂正したとき

四 入札者(代理人を含む。)の記名押印のないときまたは記名(法人の場合はその名称及び代表者の記名)の判然としないとき(押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。)

五 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもって入札を行ったとき

六 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

七 明らかに連合によると認められるとき

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき

九 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な

条件を具備していないとき

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせてうえて、入札説明書に示した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

(落札者の決定)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 不誠実な入札をなしたと認められた者

(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第 13 条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

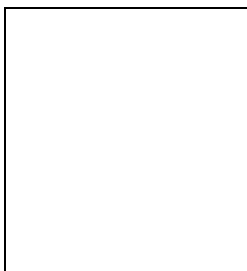
入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状を提出してください。
なお、委任事項に契約行為を含まない場合は、委任状の押印を省略することが可能です。押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

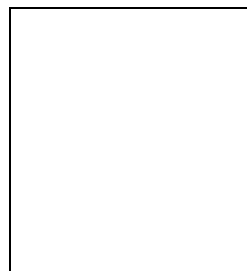
以上

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

担当部長 池野 孝司 殿

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

2 使用印を届け出る本支社等、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

年間委任状（様式）

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 殿

（委任者）住所
商号又は名称
氏名 印

（受任者）住所
商号又は名称
氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部の発注する、物品役務に関し、下記の権限を委任します。

記

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和5年3月31日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部の発注する「第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件
- 2

代 理 人 使用印鑑	
---------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 殿

注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
2 委任事項は、明確に記載すること。

委任状(様式) (押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部の発注する「第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件
- 2

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 殿

本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担当者(会社名・部署名・氏名): _____

連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

- 注1 委任事項は、明確に記載すること。
2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入 札 書

金 _____ 円（税抜）

※内訳明細書を同封してください

ただし、第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

入札心得書（物品購入等）、入札説明書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 殿

連 絡 先	開札結果通知先	
	ファクシミリ番号	
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	

中封筒見本

表

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 殿
件名 第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 入札書
開札日 令和4年6月3日

(押印省略)

裏

封
住所
商号又は氏名

※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

6 内訳明細書

内 訳 明 細 書

入札書に同封してください

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

(税抜)

No.	品目	規格	予定数量 (A)	単価 (B)	合計 (A) × (B)
1	HIDランプ (CDM)	CDM-R35	22	円/個	円
2	HIDランプ (CDM)	CDM-T150	1	円/個	円
3	電球型蛍光ランプ (A形)	EFA15 E26	140	円/個	円
4	電球型蛍光ランプ (D形)	EFD15 E17	223	円/個	円
5	電球型蛍光ランプ (D形)	EFD15 E26	570	円/個	円
6	電球型蛍光ランプ (D形)	EFD25 E26	12	円/個	円
7	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL13	180	円/個	円
8	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL18	185	円/個	円
9	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL27	125	円/個	円
10	点灯管 10~30W E17 口金	FG1E	4,060	円/個	円
11	点灯管 40W P21 口金	FG4P	410	円/個	円
12	直管蛍光ランプ (高周波点灯型)	FHF16	230	円/個	円
13	直管蛍光ランプ (高周波点灯型)	FHF32	305	円/個	円
14	コンパクト型蛍光ランプ	FHT24	30	円/個	円
15	コンパクト型蛍光ランプ	FHT32	10	円/個	円
16	コンパクト型蛍光ランプ	FHT42	10	円/個	円
17	コンパクト型蛍光ランプ	FHT57	1	円/個	円
18	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL10	1,505	円/個	円
19	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL15	25	円/個	円
20	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL20	825	円/個	円
21	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL20S	955	円/個	円
22	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL20SS	2,345	円/個	円
23	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL40	125	円/個	円

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

(税抜)

No.	品目	規格	予定数量 (A)	単価 (B)	合計 (A) × (B)
24	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL40S	185	円/個	円
25	直管蛍光灯ランプ (スターター形)	FL40SS	140	円/個	円
26	直管蛍光灯ランプ (ラピッド形)	FLR20S	50	円/個	円
27	直管蛍光灯ランプ (ラピッド形)	FLR40	50	円/個	円
28	直管蛍光灯ランプ (ラピッド形)	FLR40S	200	円/個	円
29	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本平行形)	FML13	20	円/個	円
30	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本平行形)	FML18	85	円/個	円
31	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本平行形)	FML27	1	円/個	円
32	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本平行形)	FML36	1	円/個	円
33	コンパクト型蛍光灯ランプ (4本平行形)	FML55	1	円/個	円
34	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL13	45	円/個	円
35	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL18	10	円/個	円
36	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL27	65	円/個	円
37	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL36	20	円/個	円
38	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL55	10	円/個	円
39	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL6	10	円/個	円
40	コンパクト型蛍光灯ランプ (2本柱形)	FPL9	25	円/個	円
41	白熱電球	1LW10~60 E26	1	円/個	円
42	白熱電球	1LW40 E26	1	円/個	円
43	ハロゲンランプ	JDR40 E11	1	円/個	円
44	電球形 LEDランプ (A形)	LDA7 E26	10	円/個	円
45	補修ランプ	WR9002	2	円/個	円
合計					円

↑
この金額を入札書に記載してください。

商号又は名称

※合計欄記載の金額と入札書記載の金額と一致していること。

※それぞれの単価には一切の諸経費を含んだ金額を計上すること。

※予定数量は過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

7 単価契約書

単 価 契 約 書 (案)

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 契約の名称 | 第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 |
| 2 仕 様 | 別添仕様書のとおり。 |
| 3 契約期間 | 令和4年7月1日から令和5年6月30日まで |
| 4 契約単価 | 別紙1単価表のとおり。 |

上記の物品について、発注者と受注者は次の条項によりこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111
NLC森の宮ビル8階
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書という。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の別紙2注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(物価の変動に基づく契約単価の改定)

第7条 物価に変動があり、第9条第1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて

受注者の負担とする。

- 4 第2項の検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入が完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに代品を納入して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(売買代金の支払い)

第9条 受注者は、前項の検査に合格したときは、別紙1単価表に基づき算定した売買代金（以下「売買代金」という。）を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第8条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及

ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。
- 二 納期内又は納期経過後相当の期間内に注文書に基づく物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 十 第17条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 納期までに物品の引渡しができないとき。
- 二 物品に契約不適合があるとき。
- 三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価

又は予定数量。次条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第12条又は第13条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した金額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期

間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第19条 発注者は、引き渡された物品に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第8条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第20条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第21条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

別紙1 単価表

別紙2 注文書

別添 仕様書

別紙1

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 単価表

No.	品目	規格	単価(税抜)
1	HIDランプ(CDM)	CDM-R35	円
2	HIDランプ(CDM)	CDM-T150	円
3	電球型蛍光ランプ(A形)	EFA15 E26	円
4	電球型蛍光ランプ(D形)	EFD15 E17	円
5	電球型蛍光ランプ(D形)	EFD15 E26	円
6	電球型蛍光ランプ(D形)	EFD25 E26	円
7	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL13	円
8	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL18	円
9	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL27	円
10	点灯管 10~30W E17 口金	FG1E	円
11	点灯管 40W P21 口金	FG4P	円
12	直管蛍光灯型(高周波点灯型)	FHF16	円
13	直管蛍光灯型(高周波点灯型)	FHF32	円
14	コンパクト型蛍光ランプ	FHT24	円
15	コンパクト型蛍光ランプ	FHT32	円
16	コンパクト型蛍光ランプ	FHT42	円
17	コンパクト型蛍光ランプ	FHT57	円
18	直管蛍光灯型(スターター形)	FL10	円
19	直管蛍光灯型(スターター形)	FL15	円
20	直管蛍光灯型(スターター形)	FL20	円
21	直管蛍光灯型(スターター形)	FL20S	円
22	直管蛍光灯型(スターター形)	FL20SS	円

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 単価表

No.	品目	規格	単価（税抜）
23	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL40	円
24	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL40S	円
25	直管蛍光ランプ（スターター形）	FL40SS	円
26	直管蛍光ランプ（ラピッド形）	FLR20S	円
27	直管蛍光ランプ（ラピッド形）	FLR40	円
28	直管蛍光ランプ（ラピッド形）	FLR40S	円
29	コンパクト型蛍光ランプ （4本平行形）	FML13	円
30	コンパクト型蛍光ランプ （4本平行形）	FML18	円
31	コンパクト型蛍光ランプ （4本平行形）	FML27	円
32	コンパクト型蛍光ランプ （4本平行形）	FML36	円
33	コンパクト型蛍光ランプ （4本平行形）	FML55	円
34	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL13	円
35	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL18	円
36	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL27	円
37	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL36	円
38	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL55	円
39	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL6	円
40	コンパクト型蛍光ランプ （2本柱形）	FPL9	円
41	白熱電球	ILW10～60 E26	円
42	白熱電球	ILW40 E26	円
43	ハロゲンランプ	JDR40 E11	円
44	電球形 LEDランプ（A形）	LDA7 E26	円
45	補修ランプ	WR9002	円

8 仕様書

別添

仕 様 書

1 件名

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

2 対象品目

別表1「対象品目一覧表」のとおり。

なお、予定数量は、発注者の過去の購入実績等を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

当該予定数量に満たなくなった場合でも、製品の取引及び買取は一切行わない。

また、追加発注の場合は、落札単価での発注とする。

3 仕様

原則として、JIS規格品、JEL規格品、JIL適合品であること。グリーン購入法適合品があれば優先的に調達すること。

生産が終了したものについては後継等の同等品を納入すること。

4 納入場所

別表2「対象団地一覧表」のとおり。

5 注文手続

納入場所の団地を管轄している住まいセンターから別紙2注文書により、ファックス等にて行うこととする。

なお、発注者より注文書を受領した際は、受領した旨をファックス等にて返送すること。

6 納期

注文した商品については、発注者の指定する期日及び時間に納入すること。

(※日曜日、祝日及び年末年始等発注者の休業日の納入は除くものとする。)

7 納入方法

(1) 納入は、発注者の指定する場所(上記4 別表2「対象団地一覧表」の納入先)へ直接行うこと。

(2) 納入する商品には、発注担当部課、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

(3) 納入する商品については、発注担当部課の指示により仕分けし、個別に梱包するこ

と。

(4) 配送に係る費用については、受注者が負担すること。

(5) 納入後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

8 請求書等

請求書は、当該1か月分の数量を発注担当部課毎に取りまとめ、翌月10日までに発注担当部課に提出すること。

9 留意事項

その他の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、都度、発注者等と協議のうえ、発注者等の指示に従って所要の措置を講ずるものとする。

以 上

別表1

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象品目一覧表

No.	品目	規格	予定数量
1	HIDランプ (CDM)	CDM-R35	22
2	HIDランプ (CDM)	CDM-T150	1
3	電球型蛍光ランプ (A形)	EFA15 E26	140
4	電球型蛍光ランプ (D形)	EFD15 E17	223
5	電球型蛍光ランプ (D形)	EFD15 E26	570
6	電球型蛍光ランプ (D形)	EFD25 E26	12
7	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL13	180
8	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL18	185
9	コンパクト型蛍光ランプ (4本柱形)	FDL27	125
10	点灯管 10~30W E17 口金	FG1E	4,060
11	点灯管 40W P21 口金	FG4P	410
12	直管蛍光ランプ (高周波点灯型)	FHF16	230
13	直管蛍光ランプ (高周波点灯型)	FHF32	305
14	コンパクト型蛍光ランプ	FHT24	30
15	コンパクト型蛍光ランプ	FHT32	10
16	コンパクト型蛍光ランプ	FHT42	10
17	コンパクト型蛍光ランプ	FHT57	1
18	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL10	1,505
19	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL15	25
20	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL20	825
21	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL20S	955
22	直管蛍光ランプ (スターター形)	FL20SS	2,345

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象品目一覧表

No.	品目	規格	予定数量
23	直管蛍光灯ランプ（スターター形）	FL40	125
24	直管蛍光灯ランプ（スターター形）	FL40S	185
25	直管蛍光灯ランプ（スターター形）	FL40SS	140
26	直管蛍光灯ランプ（ラピッド形）	FLR20S	50
27	直管蛍光灯ランプ（ラピッド形）	FLR40	50
28	直管蛍光灯ランプ（ラピッド形）	FLR40S	200
29	コンパクト型蛍光灯ランプ （4本平行形）	FML13	20
30	コンパクト型蛍光灯ランプ （4本平行形）	FML18	85
31	コンパクト型蛍光灯ランプ （4本平行形）	FML27	1
32	コンパクト型蛍光灯ランプ （4本平行形）	FML36	1
33	コンパクト型蛍光灯ランプ （4本平行形）	FML55	1
34	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL13	45
35	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL18	10
36	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL27	65
37	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL36	20
38	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL55	10
39	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL6	10
40	コンパクト型蛍光灯ランプ （2本柱形）	FPL9	25
41	白熱電球	ILW10~60 E26	1
42	白熱電球	ILW40 E26	1
43	ハロゲンランプ	JDR40 E11	1
44	電球型 LEDランプ（A形）	LDA7 E26	10
45	補修ランプ	WR9002	2

※予定数量は過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

別表2

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
1	千里	千里住まいセンター	大阪府豊中市新千里東町1-4-2 千里ライフサイエンスセンタービル19階	お客様相談課【発注者】
2	千里	総持寺	大阪府高槻市南総持寺町7番	管理サービス事務所
3	千里	千里津雲台	大阪府吹田市津雲台二丁目2番	管理サービス事務所
4	千里	千里青山台	大阪府吹田市青山台4丁目3番	管理サービス事務所
5	千里	新千里北町	大阪府豊中市新千里北町一丁目1番	管理サービス事務所
6	千里	東豊中第二	大阪府豊中市東豊中町五丁目2番	管理サービス事務所
7	千里	新千里西町	大阪府豊中市新千里西町三丁目1番	管理サービス事務所
8	千里	千里竹見台	大阪府吹田市竹見台二丁目1番	管理サービス事務所
9	千里	千里桃山台	大阪府吹田市桃山台一丁目1番	管理サービス事務所
10	千里	玉川橋	大阪府高槻市玉川二丁目	管理サービス事務所
11	千里	新千里東町	大阪府豊中市新千里東町二丁目7番	管理サービス事務所
12	千里	富田	大阪府高槻市伏田町7番57号	管理サービス事務所
13	千里	千里桃山	大阪府吹田市桃山台5丁目1番	清掃員詰所
14	千里	片山公園	大阪府吹田市出口町34番地	管理サービス事務所
15	千里	新豊里	大阪府大阪市東淀川区豊里二丁目1番	管理サービス事務所
16	千里	箕面粟生	大阪府箕面市粟生間谷西二丁目6番	管理サービス事務所
17	千里	若山台中央	大阪府三島郡島本町若山台二丁目6番	清掃員詰所
18	千里	北緑丘	大阪府豊中市北緑丘一丁目2番	管理サービス事務所
19	千里	江坂	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11	清掃員詰所
20	千里	鳥飼野々二丁目	大阪府摂津市鳥飼野々二丁目2番	清掃員詰所
21	千里	加島	大阪府大阪市淀川区加島一丁目57番	管理サービス事務所
22	千里	千里春日台	大阪府吹田市春日四丁目11番	管理サービス事務所
23	千里	東千里山	大阪府吹田市五月が丘西6番	管理サービス事務所
24	千里	水無瀬駅前	大阪府三島郡島本町江川二丁目13番	清掃員詰所
25	千里	オークタウン東茨木	大阪府茨木市橋の内二丁目7番	管理サービス事務所
26	千里	シェリール千里五月ヶ丘	大阪府吹田市五月が丘北13番33	管理サービス事務所
27	千里	若山台第四	大阪府三島郡本町若山台二丁目1番	清掃員詰所
28	千里	高槻・阿武山	大阪府高槻市奈佐原二丁目6番	管理サービス事務所
29	千里	ルミナス箕面の森	大阪府箕面市如意谷四丁目6番	管理サービス事務所
30	千里	アルビス池田	大阪府池田市八王寺一丁目8番	管理サービス事務所
31	千里	シティコート下新庄	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目5番	管理サービス事務所
32	千里	アーベイン東三国	大阪府大阪市淀川区東三国二丁目9番	管理サービス事務所
33	千里	高槻赤大路	大阪府高槻市赤大路町44番	清掃員詰所
34	千里	アルビス旭ヶ丘	大阪府豊中市旭丘1番	管理サービス事務所
35	千里	茨木三島丘	大阪府茨木市三島丘二丁目30番	管理サービス事務所
36	千里	アルビス五月ヶ丘	大阪府池田市五月丘二丁目4番	管理サービス事務所
37	千里	茨木学園町	大阪府茨木市学園町3番	管理サービス事務所
38	千里	シティコート管根東町第2	大阪府豊中市管根東町六丁目5番	管理サービス事務所
39	千里	シティコート服部	大阪府豊中市服部寿町一丁目10番	管理サービス事務所
40	千里	シャレール東豊中	大阪府豊中市東豊中町六丁目12番	管理サービス事務所
41	千里	アルビス緑丘	大阪府池田市緑丘2丁目1番	管理サービス事務所
42	千里	シティコート千里園	大阪府豊中市刀根山4丁目4番	清掃員詰所
43	千里	千里山	大阪府吹田市千里山露が丘	管理サービス事務所
44	千里	千里グリーンヒルズ竹見台	大阪府吹田市竹見台二丁目1番	管理サービス事務所
45	千里	千里グリーンヒルズ東町	大阪府豊中市新千里東町二丁目7番	管理サービス事務所
46	千里	千里グリーンヒルズ高野台	大阪府吹田市高野台一丁目1番	管理サービス事務所
47	大阪	大阪住まいセンター	大阪府大阪市城東区森之宮 2-9-204	お客様相談課【発注者】
48	大阪	老松町	大阪府大阪市北区西天満四丁目2番11	清掃員詰所
49	大阪	梅田	大阪府大阪市北区万歳橋3番8	清掃員詰所
50	大阪	中宮町	大阪府大阪市旭区高殿五丁目12番6	清掃員詰所
51	大阪	天満橋北	大阪府大阪市北区天満一丁目20番9	清掃員詰所
52	大阪	大宮町	大阪府大阪市旭区高殿四丁目22番5	清掃員詰所

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
53	大阪	リバーサイドながら	大阪府大阪市北区長柄東三丁目2番	清掃員詰所
54	大阪	リバーサイドしろきた	大阪府大阪市都島区毛馬町二丁目11番	清掃員詰所
55	大阪	リバーサイドほんじょう	大阪府大阪市北区本庄東三丁目8番	清掃員詰所
56	大阪	さざなみプラザ	大阪府大阪市北区長柄東二丁目1番	清掃員詰所
57	大阪	さざなみプラザ第2	大阪府大阪市北区長柄東一丁目4番	清掃員詰所
58	大阪	リバーサイドともぶち第二	大阪府大阪市都島区友洲町一丁目3番	清掃員詰所
59	大阪	さざなみプラザ第3	大阪府大阪市北区長柄東一丁目5番	清掃員詰所
60	大阪	さざなみプラザ第5	大阪府大阪市北区国分寺一丁目2番	清掃員詰所
61	大阪	さざなみプラザ第4	大阪府大阪市北区長柄東一丁目4番	清掃員詰所
62	大阪	さざなみプラザ第7	大阪府大阪市北区長柄東二丁目3番	清掃員詰所
63	大阪	さざなみプラザ第6	大阪府大阪市北区国分寺一丁目2番	清掃員詰所
64	大阪	桜宮リバーシティ中央	大阪府大阪市都島区中野町五丁目14番	清掃員詰所
65	大阪	さざなみプラザ第8	大阪府大阪市北区長柄東二丁目8番	清掃員詰所
66	大阪	都島リバーシティ	大阪府大阪市都島区大東町三丁目3番	清掃員詰所
67	大阪	アーベイン桜ノ宮駅前	大阪府大阪市都島区中野町四丁目20番	清掃員詰所
68	大阪	守口駅前	大阪府守口市本町一丁目5番8	清掃員詰所
69	大阪	東門真	大阪府門真市脇田町2番	清掃員詰所
70	大阪	寝屋川	大阪府寝屋川市明徳二丁目5番	清掃員詰所
71	大阪	リバーサイドもりぐち	大阪府守口市外島町2番	清掃員詰所
72	大阪	シティコート寝屋川	大阪府寝屋川市東大判町18番2	清掃員詰所
73	大阪	上六	大阪府大阪市中央区上本町西五丁目3番19	清掃員詰所
74	大阪	西上汐	大阪府大阪市中央区上汐二丁目4番3	清掃員詰所
75	大阪	西谷町	大阪府大阪市中央区谷町九丁目4番7	清掃員詰所
76	大阪	森之宮	大阪府大阪市城東区森之宮一丁目	清掃員詰所
77	大阪	東谷町	大阪府大阪市中央区谷町九丁目3番18	清掃員詰所
78	大阪	桃谷	大阪府大阪市生野区桃谷一丁目10番22	清掃員詰所
79	大阪	桜川	大阪府大阪市浪速区桜川三丁目1番5	清掃員詰所
80	大阪	森之宮第二	大阪府大阪市城東区森之宮二丁目	清掃員詰所
81	大阪	夕陽丘	大阪府大阪市天王寺区生玉寺町7番54	清掃員詰所
82	大阪	谷町四丁目シティハイツ	大阪府大阪市中央区谷町四丁目8番30	清掃員詰所
83	大阪	アーベイン天王寺	大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目18番	清掃員詰所
84	大阪	アーベイン緑橋	大阪府大阪市東成区東今里一丁目5番	清掃員詰所
85	大阪	南船場	大阪府大阪市中央区南船場二丁目6番12	清掃員詰所
86	大阪	アーベインなんば	大阪府大阪市浪速区湊町二丁目1番34	清掃員詰所
87	大阪	アーベインなんばウエスト	大阪府大阪市浪速区湊町二丁目2番22	清掃員詰所
88	大阪	船場淡路町	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目4番7	清掃員詰所
89	大阪	船場瓦町	大阪府大阪市中央区瓦町一丁目5番10	清掃員詰所
90	大阪	西長堀	大阪府大阪市西区北堀江四丁目2番40	清掃員詰所
91	大阪	リビエール関目	大阪府大阪市城東区古市二丁目1番	清掃員詰所
92	大阪	ブルムナーデ関目	大阪府大阪市城東区古市三丁目9番	清掃員詰所
93	大阪	関目中すみれハイツ	大阪府大阪市城東区関目二丁目18番	清掃員詰所
94	大阪	ポートサイド築港	大阪府大阪市港区築港一丁目9番	清掃員詰所
95	大阪	サンラフレ朝潮橋	大阪府大阪市港区港畔二丁目7番	清掃員詰所
96	大阪	千島	大阪府大阪市大正区千島二丁目4番	清掃員詰所
97	大阪	磯路公園	大阪府大阪市港区磯路二丁目12番	清掃員詰所
98	大阪	南港前	大阪府大阪市住之江区南港東一丁目6番	清掃員詰所
99	大阪	南港ひかりの	大阪府大阪市住之江区南港中四丁目2番	清掃員詰所
100	大阪	南港わかぎの	大阪府大阪市住之江区南港中二丁目2番	清掃員詰所
101	大阪	南港しらなみ	大阪府大阪市住之江区南港中三丁目3番	清掃員詰所
102	大阪	山本	大阪府八尾市山本町南三丁目1番	清掃員詰所
103	大阪	八尾若草	大阪府八尾市若草町1番	清掃員詰所
104	大阪	長居南ハイツ	大阪府大阪市住吉区功田二丁目13番25	清掃員詰所

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
105	大阪	エステート喜連東	大阪府大阪市平野区喜連東三丁目11番41	清掃員詰所
106	大阪	パークアベニュー長居	大阪府大阪市住吉区長居四丁目1番20	清掃員詰所
107	大阪	ザンヴァリエ苅田	大阪府大阪市住吉区苅田九丁目13番	清掃員詰所
108	大阪	ザンヴァリエ東長居	大阪府大阪市住吉区長居東二丁目15番	清掃員詰所
109	大阪	ザンヴァリエ針中野	大阪府大阪市東住吉区湯里三丁目2番	清掃員詰所
110	大阪	住吉	大阪府大阪市住之江区粉浜西三丁目1番	清掃員詰所
111	大阪	ザンヴァリエ西田辺	大阪府大阪市阿倍野区播磨町三丁目1番	清掃員詰所
112	大阪	ふれあいプラザ長居公園南	大阪府大阪市住吉区長居東一丁目27番	清掃員詰所
113	大阪	ザンヴァリエあべの阪南	大阪府大阪市阿倍野区王子町四丁目1番	清掃員詰所
114	大阪	八戸の里	大阪府東大阪市小阪三丁目5番25	清掃員詰所
115	大阪	玉串元町	大阪府東大阪市玉串元町二丁目11番53	清掃員詰所
116	大阪	玉串西	大阪府東大阪市玉串西町三丁目4番	清掃員詰所
117	大阪	南新田	大阪府大東市南新田一丁目	清掃員詰所
118	大阪	スーヴェル湖池	大阪府東大阪市中湖池二丁目3番13	清掃員詰所
119	大阪	香里	大阪府枚方市香里ヶ丘九丁目5番地の1	清掃員詰所
120	大阪	中宮第三	大阪府枚方市中宮北町1番	清掃員詰所
121	大阪	桜丘	大阪府枚方市桜丘町5番	清掃員詰所
122	大阪	釈尊寺第二	大阪府枚方市釈尊寺町25番	清掃員詰所
123	大阪	香里ヶ丘みずき街	大阪府枚方市香里ヶ丘二丁目4番1	清掃員詰所
124	大阪	アミティ中宮北町	大阪府枚方市中宮北町2番	清掃員詰所
125	大阪	香里ヶ丘けやき東街	大阪府枚方市香里ヶ丘三丁目1番	清掃員詰所
126	大阪	香里ヶ丘さくらぎ街	大阪府枚方市香里ヶ丘五丁目7番	清掃員詰所
127	大阪	アミティひらかた宮之阪	大阪府枚方市宮之阪二丁目5番60	清掃員詰所
128	泉北	泉北住まいセンター	大阪府堺市中区深井沢町3257番地	お客様相談課【免注者】
129	泉北	助松	大阪府泉大津市助松団地1番	清掃員詰所
130	泉北	白鷺	大阪府堺市東区白鷺町二丁目3番	清掃員詰所
131	泉北	津久野	大阪府堺市西区津久野町一丁目1番	清掃員詰所
132	泉北	向ヶ丘第二	大阪府堺市西区畑上緑町一丁目7番	清掃員詰所
133	泉北	新金岡第一	大阪府堺市北区新金岡町一丁目2番	清掃員詰所
134	泉北	金剛	大阪府富田林市寺池台1丁目9番	清掃員詰所
135	泉北	中安井町	大阪府堺市堺区中安井町一丁目4番1	清掃員詰所
136	泉北	大浜北町	大阪府堺市堺区大浜北町三丁目4番7	清掃員詰所
137	泉北	甲斐町	大阪府堺市堺区甲斐町東三丁目1番13	清掃員詰所
138	泉北	春木	大阪府岸和田市春木泉町1番	清掃員詰所
139	泉北	戎之町	大阪府堺市堺区戎之町東二丁目1番27	清掃員詰所
140	泉北	下野池	大阪府堺市北区長曾根町545番地	清掃員詰所
141	泉北	泉北竹城台一丁	大阪府堺市南区竹城台一丁目2番	清掃員詰所
142	泉北	鶴山台	大阪府和泉市鶴山台二丁目1番	清掃員詰所
143	泉北	泉北茶山台二丁	大阪府堺市南区茶山台二丁目3番	清掃員詰所
144	泉北	泉北茶山台三丁	大阪府堺市南区茶山台三丁目22番	清掃員詰所
145	泉北	泉北泉ヶ丘駅前	大阪府堺市南区竹城台一丁目1番	清掃員詰所
146	泉北	大浜南町	大阪府堺市堺区大浜南町三丁目1番13	清掃員詰所
147	泉北	泉北竹城台二丁	大阪府堺市南区竹城台二丁目1番	清掃員詰所
148	泉北	高石駅前	大阪府高石市緑園1丁目10番1	清掃員詰所
149	泉北	泉北桃山台一丁	大阪府堺市南区桃山台一丁目3番	清掃員詰所
150	泉北	泉南一丘	大阪府泉南市信達大苗代62番地	清掃員詰所
151	泉北	中百舌島公園	大阪府堺市北区中百舌島町6丁目998番地の3	清掃員詰所
152	泉北	大浜南町第二	大阪府堺市堺区大浜南町三丁目1番11	清掃員詰所
153	泉北	泉北原山台一丁	大阪府堺市南区原山台一丁目5番	清掃員詰所
154	泉北	泉北庭代台二丁	大阪府堺市南区庭代台二丁目10番	清掃員詰所
155	泉北	くすの木	大阪府泉大津市虫取町1丁目5番	清掃員詰所
156	泉北	光明台	大阪府和泉市光明台三丁目1番	清掃員詰所

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
157	泉北	泉北城山台三丁	大阪府堺市南區城山台三丁目1番	清掃員詰所
158	泉北	泉北鴨谷台三丁	大阪府堺市南區鴨谷台三丁目3番	清掃員詰所
159	泉北	泉南尾崎	大阪府堺市南區尾崎町7丁目1番	清掃員詰所
160	泉北	千代田	大阪府河内長野市木戸一丁目37番	清掃員詰所
161	泉北	津久野南	大阪府堺市西區草部1800番地	清掃員詰所
162	泉北	南花台	大阪府河内長野市南花台三丁目1番	清掃員詰所
163	泉北	湊駅前	大阪府堺市堺区出島町二丁目7番	清掃員詰所
164	泉北	光明池駅前	大阪府堺市南區新檜尾台二丁目2番	清掃員詰所
165	泉北	藤沢台第三	大阪府富田林市藤沢台一丁目1番	清掃員詰所
166	泉北	鈴の宮	大阪府堺市中區八田北町10番地の31	清掃員詰所
167	泉北	藤沢台第五	大阪府富田林市藤沢台二丁目2番	清掃員詰所
168	泉北	泉北城山台二丁	大阪府堺市南區城山台二丁目3番	清掃員詰所
169	泉北	シティハイツ堺七道	大阪府堺市堺区七道東町162番1	清掃員詰所
170	泉北	藤沢台中央	大阪府富田林市藤沢台一丁目4番11	清掃員詰所
171	泉北	いぶき野三丁目	大阪府和泉市いぶき野三丁目1番	清掃員詰所
172	泉北	アーベイン松原	大阪府松原市上田3丁目6番20号	清掃員詰所
173	泉北	アーベイン堺市駅前	大阪府堺市堺区田出井町1番	清掃員詰所
174	泉北	サンヴァリエ金岡	大阪府堺市北區東三國ヶ丘町2丁目1番	清掃員詰所
175	泉北	小金台	大阪府富田林市小金台四丁目2番	清掃員詰所
176	泉北	ベルマーージュ堺玖番館	大阪府堺市堺区田出井町1番2	清掃員詰所
177	泉北	津田北町	大阪府貝塚市津田北町17番	清掃員詰所
178	泉北	サンヴァリエ中百舌島	大阪府堺市北區金岡町1415番地の2	清掃員詰所
179	泉北	サンヴァリエ藤井寺	大阪府藤井寺市さくら町2番	清掃員詰所
180	泉北	サンヴァリエ津久野	大阪府堺市西區津久野町一丁目15番	清掃員詰所
181	泉北	サンヴァリエ春日丘	大阪府藤井寺市春日丘新町2番	清掃員詰所
182	兵庫	兵庫住まいセンター	兵庫県神戸市中央区御幸通 7-1-15 三宮ビル南館4階	お客様相談課【免注者】
183	兵庫	キャナルタウンウエスト	兵庫県神戸市兵庫区駅南通5丁目2番	清掃員詰所
184	兵庫	切戸町	兵庫県神戸市兵庫区切戸町6番28	清掃員詰所
185	兵庫	兵庫駅前	兵庫県神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1	清掃員詰所
186	兵庫	フレール浜山	兵庫県神戸市兵庫区浜中町1丁目16番18号	清掃員詰所
187	兵庫	ポートアイランド	兵庫県神戸市中央区港島中町3丁目1番	清掃員詰所
188	兵庫	ハーバーランド神戸駅前	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番6	清掃員詰所
189	兵庫	HAT神戸・臨の浜	兵庫県神戸市中央区臨浜海岸通3丁目1番	清掃員詰所
190	兵庫	ルネシティ臨浜町	兵庫県神戸市中央区臨浜町1丁目3番	清掃員詰所
191	兵庫	ルネシティ臨浜町第2	兵庫県神戸市中央区臨浜町1丁目3番	清掃員詰所
192	兵庫	フレール神戸相生町	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目10番21	清掃員詰所
193	兵庫	フレール神戸東川崎	兵庫県神戸市中央区東川崎町6丁目1番11	清掃員詰所
194	兵庫	フレール兵庫浜崎通	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1番	清掃員詰所
195	兵庫	フレール新開地3丁目	兵庫県神戸市兵庫区新開地3丁目3番11	清掃員詰所
196	兵庫	フレール三宮東	兵庫県神戸市中央区旭通2丁目10番20	清掃員詰所
197	兵庫	HAT神戸・灘の浜	兵庫県神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番	清掃員詰所
198	兵庫	新長田駅前	兵庫県神戸市長田区若松町5丁目5番1号	清掃員詰所
199	兵庫	グリーンヒルズ鷹取	兵庫県神戸市長田区長尾町1丁目8番	清掃員詰所
200	兵庫	グリーンヒルズ六甲	兵庫県神戸市灘区六甲台町9番	清掃員詰所
201	兵庫	シティコート住吉本町	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目13番	清掃員詰所
202	兵庫	ルネシティ新在家南町	兵庫県神戸市灘区新在家南町1丁目1番	清掃員詰所
203	兵庫	ルネタウン御船	兵庫県神戸市長田区御船通4丁目8番地の1	清掃員詰所
204	兵庫	ルゼフィール岩屋中町	兵庫県神戸市灘区岩屋中町5丁目2番21	清掃員詰所
205	兵庫	KOBE・岡本	兵庫県神戸市東灘区西岡本2丁目25番	清掃員詰所
206	兵庫	グリーンヒルズ御影	兵庫県神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14番	清掃員詰所
207	兵庫	フレール六甲桜ヶ丘	兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町11番1	清掃員詰所
208	兵庫	ルネシティ深江本町	兵庫県神戸市東灘区深江本町4丁目2番16	清掃員詰所

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
209	兵庫	ルネシティ魚崎中町	兵庫県神戸市東灘区魚崎中町4丁目3番9	清掃員詰所
210	兵庫	フレール長田大道	兵庫県神戸市長田区大道通3丁目1番	清掃員詰所
211	兵庫	フレール長田	兵庫県神戸市長田区大道通1丁目14番	清掃員詰所
212	兵庫	鈴蘭台第一	兵庫県神戸市北区北五菜7丁目1番	清掃員詰所
213	兵庫	鈴蘭台第二	兵庫県神戸市北区南五菜2丁目4番	清掃員詰所
214	兵庫	鈴蘭台第四	兵庫県神戸市北区南五菜1丁目1番	清掃員詰所
215	兵庫	鈴蘭台第五	兵庫県神戸市北区君影町1丁目1番	清掃員詰所
216	兵庫	花山東	兵庫県神戸市北区花山東町1番	清掃員詰所
217	兵庫	ひよどり台中央	兵庫県神戸市北区ひよどり台2丁目1番1	清掃員詰所
218	兵庫	タウンハウス岩岡	兵庫県神戸市西区岩岡町岩岡653番地38	清掃員詰所
219	兵庫	アミティ学園西町	兵庫県神戸市西区学園西町7丁目3番	清掃員詰所
220	兵庫	アクティ学園西町	兵庫県神戸市西区学園西町7丁目1番	清掃員詰所
221	兵庫	鹿の子台北ハイツ	兵庫県神戸市北区鹿の子台北町2丁目7番	清掃員詰所
222	兵庫	ルゼフィール井吹台	兵庫県神戸市西区井吹台西町2丁目2番	清掃員詰所
223	兵庫	ひよどり台	兵庫県神戸市北区ひよどり台3丁目1番	清掃員詰所
224	兵庫	有野	兵庫県神戸市北区有野台1丁目6番	清掃員詰所
225	兵庫	志染	兵庫県三木市志染町西自由が丘2丁目375番地	清掃員詰所
226	兵庫	上高丸	兵庫県神戸市垂水区上高丸2丁目1番	清掃員詰所
227	兵庫	明石舞子A,B	兵庫県明石市松が丘4丁目3番	清掃員詰所
228	兵庫	明石舞子C	兵庫県神戸市垂水区狩口台1丁目	清掃員詰所
229	兵庫	新多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞5丁目1番	清掃員詰所
230	兵庫	大久保東第二	兵庫県明石市大久保町高丘3丁目1番地2	清掃員詰所
231	兵庫	大久保東第三	兵庫県明石市大久保町高丘5丁目3番1	清掃員詰所
232	兵庫	グリーンヒルズ東舞子	兵庫県神戸市垂水区舞子台7丁目1番	清掃員詰所
233	兵庫	サンラフレ明石	兵庫県明石市宮の上2番	清掃員詰所
234	兵庫	多聞台	兵庫県神戸市垂水区多聞台2丁目11番	清掃員詰所
235	兵庫	高倉台	兵庫県神戸市須磨区高倉台4丁目2番	清掃員詰所
236	兵庫	名谷	兵庫県神戸市須磨区菅の台3丁目15番	清掃員詰所
237	兵庫	落合	兵庫県神戸市須磨区東落合2丁目19番	清掃員詰所
238	兵庫	名谷駅前	兵庫県神戸市須磨区中落合3丁目1番	清掃員詰所
239	兵庫	落合第2	兵庫県神戸市須磨区南落合2丁目2番	清掃員詰所
240	兵庫	名谷公園前	兵庫県神戸市須磨区北落合3丁目1番	清掃員詰所
241	兵庫	落合第3	兵庫県神戸市須磨区中落合1丁目1番	清掃員詰所
242	兵庫	横尾	兵庫県神戸市須磨区横尾9丁目2番	清掃員詰所
243	兵庫	ルゼフィール名谷東	兵庫県神戸市須磨区中落合1丁目2番	清掃員詰所
244	兵庫	フレール須磨たかとり	兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目5番	清掃員詰所
245	京都	京都住まいセンター	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル4階	お客様相談課【免注者】
246	京都	九条	京都府京都市南区西九条南田町1番地の3	清掃員詰所
247	京都	九条大宮	京都府京都市南区西九条南田町9番地	清掃員詰所
248	京都	男山(中層・高層)	京都府八幡市男山竹園3番地	清掃員詰所
249	京都	菅田町	京都府京都市南区西九条菅田町27番地の2	清掃員詰所
250	京都	西京極駅前	京都府京都市右京区西京極西池田町13番地の5	清掃員詰所
251	京都	久御山	京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地	清掃員詰所
252	京都	壬生坊城第二	京都府京都市中京区壬生坊城町48番地の3	清掃員詰所
253	京都	桃山南	京都府京都市伏見区桃山町大島38番地の2	清掃員詰所
254	京都	向島	京都府京都市伏見区向島四ツ谷池14番地8号	清掃員詰所
255	京都	洛西境谷東	京都府京都市西京区大原野東境谷町1丁目1番地	清掃員詰所
256	京都	洛西竹の里	京都府京都市西京区大原野東竹の里町2丁目1番地	清掃員詰所
257	京都	グリーンタウン横島	京都府宇治市横島町本屋敷40番地の1	清掃員詰所
258	奈良	奈良住まいセンター	奈良県奈良市右京1-4 サンタウンひまわり館2階	お客様相談課【免注者】
259	奈良	中登美第三	奈良県奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1	清掃員詰所または管理サービス事務所
260	奈良	平城右京	奈良県奈良市右京5丁目9番地	清掃員詰所または管理サービス事務所

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
261	奈良	高の原駅西	京都府木津川市兜台1丁目2番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
262	奈良	高の原駅西第二	京都府木津川市兜台1丁目1番地1	清掃員詰所または管理サービス事務所
263	奈良	高の原駅前	奈良県奈良市朱雀3丁目15番地の1	清掃員詰所または管理サービス事務所
264	奈良	平城左京	奈良県奈良市左京2丁目2番地の2	清掃員詰所または管理サービス事務所
265	奈良	アミティ光台	京都府相楽郡精華町光台7丁目1番地	奈良住まいセンター
266	奈良	富雄	奈良県奈良市島見町4丁目1番地の2	清掃員詰所または管理サービス事務所
267	奈良	西大寺駅前	奈良県奈良市西大寺国見町1丁目1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
268	奈良	西大寺駅前第二	奈良県奈良市西大寺国見町1丁目2番	清掃員詰所または管理サービス事務所
269	奈良	平城第1	奈良県奈良市神功1丁目6番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
270	奈良	平城第2	奈良県奈良市右京2丁目3番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
271	奈良	高の原駅東	京都府木津川市相楽台7丁目1番地1	清掃員詰所または管理サービス事務所
272	奈良	高の原駅東第二	京都府木津川市相楽台8丁目1番地1	清掃員詰所または管理サービス事務所
273	奈良	コンフォールかぶと台	京都府木津川市兜台5丁目1番地3	清掃員詰所または管理サービス事務所
274	奈良	梅美台	京都府木津川市梅美台1丁目2番地1	奈良住まいセンター
275	奈良	奈良学園前・鶴舞	奈良県奈良市鶴舞東町1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
276	奈良	桂木	奈良県奈良市桂木町	清掃員詰所または管理サービス事務所
277	奈良	郡山駅前	奈良県大和郡山市西野垣内町22番地の1	清掃員詰所または管理サービス事務所
278	奈良	奈良青山	奈良県奈良市青山3丁目1番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
279	奈良	奈良青山一丁目	奈良県奈良市青山1丁目1番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
280	奈良	奈良・学園前	奈良県奈良市学園朝日町1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
281	奈良	奈良・紀寺	奈良県奈良市東紀寺町1丁目	清掃員詰所または管理サービス事務所
282	奈良	権原	奈良県橿原市白樺町5丁目1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
283	奈良	西大和星和台	奈良県北葛城郡河合町星和台1丁目1番地3	清掃員詰所または管理サービス事務所
284	奈良	西大和片岡台	奈良県北葛城郡上牧町片岡台3丁目1番地	清掃員詰所または管理サービス事務所
285	奈良	真美ヶ丘6丁目	奈良県香芝市真美ヶ丘6丁目9番	清掃員詰所または管理サービス事務所
286	奈良	真美ヶ丘7丁目	奈良県香芝市真美ヶ丘7丁目12番	清掃員詰所または管理サービス事務所
287	奈良	馬見南6丁目	奈良県北葛城郡広陵町馬見南6丁目1番	清掃員詰所または管理サービス事務所
288	奈良	エルト桜井	奈良県桜井市桜井1259番	奈良住まいセンター
289	阪神	阪神住まいセンター	兵庫県尼崎市昭和通3-95 アマックスビル8階	お客様相談課【免注者】
290	阪神	浜甲子園(127号棟~149号棟、センター地区)	兵庫県西宮市枝川町1番、2番	管理サービス事務所
291	阪神	逆瀬川	兵庫県宝塚市野上六丁目5番	管理サービス事務所
292	阪神	里中	兵庫県西宮市里中町三丁目2番17	清掃員詰所
293	阪神	伝法	大阪府大阪市此花区伝法六丁目3番	管理サービス事務所
294	阪神	千島橋	大阪府大阪市此花区伝法一丁目1番	管理サービス事務所
295	阪神	鷺洲	大阪府大阪市福島区鷺洲三丁目7番25	《鷺洲第2》管理サービス事務所
296	阪神	大開	大阪府大阪市福島区大開四丁目1番	管理サービス事務所
297	阪神	鷺洲第2	大阪府大阪市福島区鷺洲三丁目1番	管理サービス事務所
298	阪神	武庫川	兵庫県西宮市高須町二丁目1番	管理サービス事務所
299	阪神	中山五月台	兵庫県宝塚市中山五月台五丁目2番	管理サービス事務所
300	阪神	芦屋浜	兵庫県芦屋市高浜町2番	管理サービス事務所
301	阪神	歌島橋	大阪府大阪市西淀川区御幣島二丁目4番20	清掃員詰所
302	阪神	今津浜パークタウン	兵庫県西宮市今津真砂町1番	管理サービス事務所
303	阪神	リバーサイドさぎす	大阪府大阪市福島区鷺洲六丁目1番	管理サービス事務所
304	阪神	高見フローラルタウン六番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目6番	UR高見サービスセンター(※)
305	阪神	すずかけ台ハイソ	兵庫県三田市すずかけ台二丁目1番	清掃員詰所
306	阪神	高見フローラルタウン七番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目7番	UR高見サービスセンター(※)
307	阪神	高見フローラルタウン五番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目5番	UR高見サービスセンター(※)
308	阪神	あかしあ台ハイソ	兵庫県三田市あかしあ台三丁目28番地	管理サービス事務所
309	阪神	ルミエール千島	兵庫県尼崎市大西町四丁目3番	管理サービス事務所
310	阪神	あかしあ台ハイソ第2	兵庫県三田市あかしあ台五丁目30番2	清掃員詰所
311	阪神	シティハイソ尼崎駅前	兵庫県尼崎市潮江一丁目4番3	清掃員詰所
312	阪神	高見フローラルタウン四番街	大阪府大阪市此花区高見一丁目4番	UR高見サービスセンター(※)

第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務 対象団地一覧表

項番	管轄住まいセンター	団地名	住所	納品場所
313	阪神	東山台ハイツ	兵庫県西宮市東山台二丁目10番2	清掃員詰所
314	阪神	リバーサイド出来島	大阪府大阪市西淀川区出来島二丁目9番22	清掃員詰所
315	阪神	アルビス伊丹千僧	兵庫県伊丹市千僧五丁目91番地	管理サービス事務所
316	阪神	サンラフレ出来島	大阪府大阪市西淀川区出来島三丁目2番	管理サービス事務所
317	阪神	芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町6番23号	清掃員詰所
318	阪神	すずかけ台ハイツ第2	兵庫県三田市すずかけ台三丁目5番地1	管理サービス事務所
319	阪神	シティハイツ西宮北口	兵庫県西宮市青木町4番25	清掃員詰所
320	阪神	アルビス寺本	兵庫県伊丹市寺本四丁目71番地	管理サービス事務所
321	阪神	ルネシティ西宮津門	兵庫県西宮市津門大箇町5番17	管理サービス事務所
322	阪神	西宮マリナパーク丘のある街	兵庫県西宮市西宮浜四丁目8番	管理サービス事務所
323	阪神	ルネシティ西宮高畑町	兵庫県西宮市高畑町2番82	清掃員詰所
324	阪神	ルゼフィール南甲子園	兵庫県西宮市浜甲子園一丁目4番5	清掃員詰所
325	阪神	ルゼフィール武庫川第2五番街	兵庫県西宮市高須町1丁目7番15号	清掃員詰所
326	阪神	ルゼフィール西宮丸橋町	兵庫県西宮市丸橋町4番12	清掃員詰所
327	阪神	西島リバーサイドビルなぎさ街	大阪府大阪市此花区西島四丁目1番	管理サービス事務所
328	阪神	フレール東芦屋町	兵庫県芦屋市東芦屋町25番	清掃員詰所
329	阪神	フレール芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4番	清掃員詰所
330	阪神	フレール宝塚御殿山	兵庫県宝塚市御殿山三丁目6番	清掃員詰所
331	阪神	ルゼフィール金楽寺町	兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目4番20	清掃員詰所
332	阪神	ルゼフィール立花	兵庫県尼崎市西難波町一丁目1番	清掃員詰所
333	阪神	フローラルタウン千鳥橋	大阪府大阪市此花区伝法一丁目3番61	《千鳥橋》管理サービス事務所
334	阪神	すずかけ台ハイツ第3	兵庫県三田市すずかけ台四丁目4番地の1	清掃員詰所
335	阪神	ルゼフィール潮江	兵庫県尼崎市潮江一丁目6番	管理サービス事務所
336	阪神	サンラフレ鳴尾北	兵庫県西宮市小松南町三丁目4番	清掃員詰所
337	阪神	グリーンヒルズ東山台	兵庫県西宮市東山台一丁目6番	清掃員詰所
338	阪神	アーベイン中之島西	大阪府大阪市福島区玉川一丁目5番	管理サービス事務所
339	阪神	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町三丁目5番	管理サービス事務所
340	阪神	パークシティふれあいのまち	大阪府大阪市此花区高見一丁目8番	UR高見サービスセンター(※)
341	阪神	浜甲子園さくら街	兵庫県西宮市古川町3番	管理サービス事務所
342	阪神	グリーンヒルズ仁川	兵庫県宝塚市仁川団地1番	管理サービス事務所
343	阪神	浜甲子園なぎさ街	兵庫県西宮市枝川町8番、10番、12番、13番	管理サービス事務所

(※)UR高見サービスセンター

大阪府大阪市此花区高見1-6 高見フローラルタウン六番街23号棟1F

9 提出書類 (様式)

(様式 1-1)

本競争に必要な「物品販売」の登録状況 (申請日時点): 以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 工種等又は地区追加 (該当する場合、登録番号を記載)

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部

担当部長 池野 孝司 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和4年4月13日付けで公示のありました「第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書 様式1-2 (添付資料を含む。)

以 上

※有資格者名簿は機構HP (<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>) に掲載しているため、該当部分を印刷して添付または登録番号を記載すること。

(様式1-2)

会 社 概 要 書

商号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本 店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	

注) 会社案内等を添付してください。

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111
NLC森の宮ビル8階
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 池野 孝司 印

受注者 住 所
氏 名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認
- ・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具(ストラップ等)の使用等により、亡失の防止に努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録(住所及び個人を特定できる画像は登録しない。)は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不

要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、業務受注者についても本法律の適用対象となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ コミュニティ推進部
担当部長 殿

株式会社 ****
代表取締役 ****印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名： 第2回西日本エリア蛍光灯等の購入業務

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付で提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		
④ FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		

確認内容	確認結果	備考
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携帯している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去して		

確 認 内 容	確認結果	備考
いる。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。